

資料 1

令和 7 年度国民年金システム標準化研究会 開催要綱

第 1 目的

自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に構築・発展させてきた結果、その発注・維持管理や制度改正対応などについて各自治体が個別に対応しており、人的・財政的負担が生じている。特に人口規模が一定以上の自治体については、同一事業者のシステムを利用する自治体間でもシステムの内容が異なることから、LGWAN 等の共通プラットフォーム上のサービスを利用する方式への移行の妨げとなっている。さらに、自治体ごとに様式・帳票が異なることが、それを作成・利用する住民・自治体等の負担に繋がっている。

また、中長期的な人口構造の変化に対応した自治体行政に変革していくためにも、自治体の情報システムに係る重複投資をなくして標準化・共同化を推進し、自治体行政のデジタル化に向けた基盤を整備していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、自治体行政のデジタル化に向け、国民年金事務に係る自治体の情報システムや様式・帳票の標準化等について、具体的な検討を行うことを目的として、「令和 7 年度国民年金システム標準化研究会」を開催する。

第 2 令和 7 年度国民年金システム標準化研究会

1 座長

座長は会務を統括する。

2 議事

- (1) 令和 7 年度国民年金システム標準化研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に令和 7 年度国民年金システム標準化研究会への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (3) 座長は、構成員以外の者が令和 7 年度国民年金システム標準化研究会を傍聴することを認めることができる。

3 ワーキングチーム

座長は必要に応じ、令和 7 年度国民年金システム標準化研究会にワーキングチームを開催することができる。

4 ベンダー分科会

座長は必要に応じ、令和 7 年度国民年金システム標準化研究会にベンダー分科会を開催することができる。

5 その他

- (1) 令和 7 年度国民年金システム標準化研究会、ワーキングチーム及びベンダー分科会の庶務は、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社が事務局として処理する。

資料 1

- (2) この要綱に定めるもののほか、令和 7 年度国民年金システム標準化研究会、ワーキングチーム及びベンダー分科会の運営その他必要な事項は座長が定める。